

第12期第4回練馬区情報公開および個人情報保護運営審議会 会議要録

- 1 日時 令和5年1月30日(月)14時～15時
- 2 場所 練馬区役所西庁舎4階 全員協議会室
- 3 出席者 柴崎委員(会長)、今井委員(副会長)、廣田委員、内田委員、
太巻委員、渡部委員、田中委員、田村委員、加賀美委員、岩橋委員、襲田委員、
河原委員、関委員、月橋委員、かしわざき委員、たかはし委員、
佐藤委員、鈴木委員、松田委員、きみがき委員、坂尻委員
区側：総務部長、情報公開課長、情報政策課長、議会事務局次長、
事務局職員
- 4 傍聴人 0人
- 5 配付資料
 - ・ 第12期第4回練馬区情報公開および個人情報保護運営審議会 次第
 - ・ 【資料1】練馬区議会の個人情報の保護に関する条例の制定について
 - ・ 【資料2-1】練馬区個人情報の保護に関する法律施行条例
 - ・ 【資料2-2】練馬区情報公開および個人情報保護運営審議会条例
- 6 会議の概要
 - (1) 諮問
【諮問第2号】
練馬区議会の個人情報の保護に関する条例の制定について
 - (2) 報告
練馬区個人情報の保護に関する法律施行条例の制定等について
- 7 発言内容 (以下敬称略)
 - (会長) ただいまから、第12期第4回練馬区情報公開および個人情報保護運営審議会を開催いたします。
委員の皆様には大変お寒いところ、またご多用のところ、ご出席いただき、ありがとうございます。
それでは、早速本日の議事に入りたいと存じます。
本日の議題は、諮問案件1件と報告案件1件となっております。
委員の皆様におかれましては、円滑な会の進行にご協力いただければと思います。
では、諮問第2号「練馬区議会の個人情報の保護に関する条例の制定について」でございます。
説明の際は、着席していただいて結構です。
それでは、説明をお願いいたします。
 - (議会事務局次長) ——【諮問第2号】練馬区議会の個人情報の保護に関する条例の制定について 資料1に基づき説明 ——
 - (会長) ありがとうございました。
それではこれより、本件についての審議に入りたいと思います。

(委員)

ご質問等あれば挙手をお願いします。

いくつかご質問させていただきます。

まず、1点目として、これまで、実施機関の中に「議会」も入っていたわけですが、実際に議会関係で個人情報の保護について問題となった事例はあるのでしょうか。例えば、「開示請求があった」、「訂正の請求があった」等の具体的なケースがあったのか教えてください。また、あった場合、その件数とどういった内容の個人情報なのかについて教えてください。

次に、2点目として、今回「条例」を制定するということがありますが、考え方として、区議会が独自の条例で定めるケースもあれば、要綱その他で、執行機関と一緒に定めるケースもあり得ると思います。その点について、例えば23区は全て独自の条例制定という形で定めるのでしょうか。議会の個人情報保護制度についてどういう建付けにしているかについて教えてください。

それから、3点目として、基本的に執行機関の個人情報保護制度と、議会の個人情報保護制度は同じであるというご説明でしたが、条例について、議会独自で制定している部分があるか教えてください。

以上、3点お伺いします。よろしくお願ひいたします。

(議会事務局次長)

3点、ご質問をいただきました。

まず1点目でございます。

議会として、どういった個人情報を保有しているかということでございます。

例えば、議会には「陳情」を出される方がおり、陳情書に個人の名前・住所を記載して要望を提出するという手続きがございます。そちらで預かった情報が1つ個人情報としてございます。

また、練馬区が「ねりま区報」という形で区民の皆様へ情報をお届けしておりますが、議会でも、議会の状況を「練馬区議会だより」という形で情報発信しております。

通常は、新聞6紙に折り込んでお届けしているところなのですが、最近、新聞購読世帯が減りまして、新聞をお取りになっていない方につきましては、個人で事務局の方に住所と氏名を預けていただき、個別に発送しているということがございます。

私ども議会が保有している個人情報につきましては、議員の方の個人情報もちろんございますが、多くは今挙げた例のとおり区民の方の個人情報であります。

こういった内容の個人情報を保有している状況でございますので、これまでに「自己情報開示請求」ですとか、「訂正請求」の手続きについての実績はございません。

2点目でございます。

23区の規定状況でございます。私どもは、冒頭に申し上げたとおり、練馬区の個人情報保護条例に基づきまして、実施機関に位置づけられて、個人情報保護制度を運用してまいりました。

多くの自治体は、練馬区と同様に区の実施機関の中に議会が定められておりまして、そういった区につきましては、これからは独自の条例で制定するという区が、多くなっております。

今現在の実績ですが、昨年12月の第4回定例会までに議会独自で個人情報保護条例を制定した区が4区ございます。また、私ども練馬区と同じように2月から3月にかけて第1回定例会で制定するという区が14区ございます。その他、未定という区が3区、それから、既に個人情報保護の規程をもっているため、改めて条例として制定する予定がない区が2区ございます。

3点目でございます。

議会独自に制定している内容ということです。

執行機関側につきましては、法の直接適用になりますことから、多くの区で施行条例という形で、制定されていると思います。練馬区においても、9条程のつくりであったと思いますが、議会の個人情報につきましては、法が直接適用されないことから、法の第5章の規定を、しっかりと条例の中に位置づけないといけないということで、条例につきましては、用語の定義を含めまして、57条のつくりとなっております。そもそもの話になってしまいますが、この議会の条例というのは、総務省、個人情報保護委員会と協議をして、全国市議会議長会というところが、この条例の案を作っております。私ども練馬区議会も、全国市議会議長会から示された案を基に作成し、条例案をお示しさせていただいております。

そこから手を加えている部分ということになりますが、練馬区議会として独自に設けた部分としましては、第3条に「議会の責務」というものがございます。「議会は、個人の人格を尊重し、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。」とありますが、全国市議会議長会で示された案では「個人の人格を尊重し」という文言はありませんでした。こちらは練馬区議会として独自に付け加えさせていただきました。

この理由でございますけれども、議会として合意形成を図る段階で、ある会派から、「基本的人権の尊重」というような趣旨の用語を入れてほしいという要望がございました。

私ども議会といたしまして、法律を見比べてみましたところ、法律の中に「基本的人権の尊重」という言葉が出てきませんでした。そういった中で、法の第3条に「基本理念」がございまして、個人の人格の尊重という言葉が出てきておりますので、練馬区議会とし

ては法律の示している用語を持ってきて、第3条の中に入れさせていただいたということがございます。

この点が練馬区議会として独自で入れた条項になります。

以上でございます。

(会長) 他にご質問やご意見はよろしいでしょうか。

(各委員) (挙手無し)

(会長) それでは、本件諮問については、説明のあった内容で承認することとします。

続いて報告案件に移ります。

情報公開課の案件が1件となりますが、「練馬区個人情報保護に関する法律施行条例の制定等について」でございます。

ご説明の際は、着席していただいて結構です。

それでは、情報公開課長から説明をお願いします。

(情報公開課長) ——練馬区個人情報保護に関する法律施行条例の制定等について 資料2に基づき説明 ——

(会長) それではこれより、本件についての質疑に入りたいと存じます。

ただいまの説明について、ご意見、ご質問をお願いします。

(委員) これで結構だと思いますが、補足でご説明いただければと思います。

資料2-1の第6条「訂正決定等の期限」、第7条「利用停止決定等の期限」の中に「事務処理上の困難その他正当な理由」という文言があります。

こういったことがあった場合、決定を延長できるということだと思いますが、これはこういった事例を想定しているのか教えてください。

(情報公開課長) 今まで訂正決定、利用停止決定になるようなケースはほとんど無いため、具体的な事例を挙げにくいのですが、訂正や利用停止にすべきかの判断に迷うことから事務処理上困難が生じる場合等を想定し、延長の規定しているものでございます。

(会長) 個人的な意見になりますが、法律家の立場で申し上げますと、具体的な理由がまず書いてあって、「その他正当な理由」、「これに類する理由」等の表現を続けることが多いです。

漏れを防止するという理由が考えられるのですけれども、先ほどご質問があったように、拡大解釈されると色々な場合について、緩い運用がされてしまうのではというご懸念があるのだらうと思います。

法律的に一般的な読み方として申し上げますと、「事務処理上の困難」というものが一つの基準になりますので、これにかけ離れた理由について適用することは、あまりしないということになるかと思えます。

「事務処理上の困難」というのが今後蓄積されていくと思いますが、これに類するような、それと同程度の理由がないと、そう簡単に延長はできないという解釈が一般的かと思います。

おそらく事務局もこの解釈を無意味に広げる意図はないかと思います。漏れが無いようにしたいというのが一つと、事務処理上の困難に類する、それと同等の理由というものを根拠とするのだということを表したいのではないかと思いました。

(委員) 資料2-1の付則の経過措置の第3項で「実施機関の職員である者」、または「職員であった者」、第4項で「受託業務または指定管理者が管理する公の施設の業務に従事していた者」に対し、一定の義務を課している、「この条例の施行後も従前の例による」と書いてあります。

ということは、区の職員を辞めた後、あるいは受託業務または指定管理者が管理する公の施設の業務に従事していた者が、会社等を辞めた後も、引き続きこの義務規定が働くという理解をして良いのでしょうか。

(情報公開課長) 委員のご指摘の通りです。

職員の退職後も、あるいは受託業務または指定管理者が管理する公の施設の業務に従事していた者が退職した後も、この条例の罰則規定が適用されるというものでございます。

(委員) そうだろうとは思ったのですが、考えてみたら、一生この義務が続くということになるわけで、大変なことだなと思ったところで。

(会長) 他に何かご質問等ございますか。

(各委員) (挙手無し)

(会長) それでは本日の案件については以上で終了いたしました。

その他、委員の皆様から、何かご意見・ご質問等がございましたら、お願いいたします。

(各委員) (挙手無し)

(会長) よろしいでしょうか。

最後に私から一言御礼の言葉を申し上げさせていただきます。

事務局から今年度の審議会は、本日が最後と伺っています。

今年度は、個人情報保護法の改正という非常に大きな問題を受けて、条例の改廃をはじめ、個人情報保護制度の見直しという大きな節目の年でございました。

委員の皆様には、本審議会や検討委員会の中で活発な意見を提出していただき、大変熱心にご議論いただきました。

心より御礼申し上げます。

今年度で現行条例が廃止となり、令和5年度からは個人情報保護法の下、審議会の構成や所掌する事項が変わってまいります。審

議会としての役割は、非常に重要であることに変わりないと私は思っております。

委員の皆様には引き続き、いろいろな形でご協力いただき、練馬区政の発展と充実のため、ご協力をよろしくお願いいたします。

以上で、本日の審議会を終了いたします。

ありがとうございました。